

◆くらしとしごとの相談◆

(生活困窮者自立支援制度)

仕事がなかなか見つからない、住むところがない、家賃を滞納しているなど、まずはお困りごとをお聞かせください。専門の支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族など、周りの方からのご相談も受け付けています。

生活に
困っている

将来が
不安

住むところ
がない



家賃を
払えない

**ひとりで
抱え込まずに
まずはご相談
ください。**

仕事が
見つからない



【相談窓口】

中央区役所

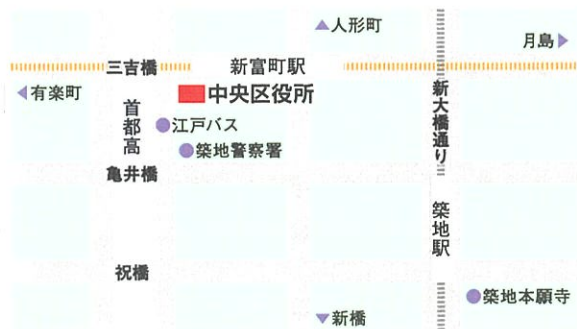
ふくしの総合相談窓口(中央区自立相談支援機関)
(中央区築地 1-1-1 地下1階)

☎03-3546-5303

(受付時間：午前8時30分～午後5時)

E-mail: jiritsu_sodan@city.chuo.lg.jp

※相談は無料です。



一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

就労支援事業

働きたい、を応援します。

なかなか就職できない、仕事が続かない、応募書類が作成できないなど、就労に関する問題を一緒に考え解決します。専門の支援員による細やかな相談と仕事の紹介・ハローワークとの一体的な就労支援により安定した就労を目指します。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を一定期間支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労準備支援事業

社会参加への第一歩を支援します。

日常生活自立（規則正しい生活や適切な身だしなみ等）に関する事、社会生活自立（挨拶や基本的なコミュニケーション等）に関する事、就労自立（ビジネスマナー講座や履歴書の作成指導等）に関する支援を行います。

居住支援事業

一定期間宿泊場所や衣食を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」、「居住支援事業」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。
※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）

